

飲料用自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書

1 貸付物件

別添「貸付物件一覧表」を参照

※貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・回収ボックスを含む。

2 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（更新なし）とする。

3 設置する飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項

(1) 大きさ

自動販売機は、幅1.4m×奥行き0.9m×高さ2.0m以内とする。

(2) 環境配慮

環境保全を考慮したタイプ（例：「ノンフロン冷媒」、「学習省エネ機能」、「ピークカット機能」、「ヒートポンプ式」など）の機種を導入すること。

(3) 安全対策

自動販売機の設置に当たっては、JIS規格B8562「自動販売機の据付基準」や業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」等の基準に従い、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止板、自動販売機用基礎ブロック等を利用して安全に設置すること。また、設置後は安全面に問題がないか定期的に確認すること。

(4) 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機付近に設置すること。

① 回収ボックスの規格

素材はプラスチック製とする。容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とすること。使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

② 使用済み容器の回収及び処理

使用済み容器は、回収ボックスからあふれることがないよう適宜回収し、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内外、設置場所周辺の清掃等を行うこと。

- ② 設置者において、賞味期限の確認など、安定した高い品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
 - ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、自動販売機には連絡先を明記し、故障時、苦情等には即時対応すること。
 - ④ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
 - ⑤ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、七尾市の指示に従うこと。
- (6) 原状回復
- 設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を七尾市に請求することができない。
- (7) 実績報告
- 設置者は、各自動販売機における月別の売上数量及び売上額を年度ごとによりまとめて、翌年度4月末日までに七尾市に報告すること。

4 販売商品の種類等

- (1) 販売商品の種類は、お茶、コーヒー、炭酸飲料、水、ジュースその他の飲料品とし、酒、タバコ類を除くこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

貸付物件一覧

物件番号	施設名	設置場所	貸付面積	貸付台数	最低貸付料(年額:円)
1	七尾市役所 本庁	1階 ロビー右側	1.66 m ²	1	168,000
2	徳田駅ふれあいギャラリー	正面玄関右側	1.30 m ²	1	29,000
3	能登国分寺公園	公衆トイレ前右側	1.25 m ²	1	39,000
4	中島お祭り資料館・お祭り伝承館	正面左側	1.58 m ²	1	52,000
5	七尾鹿島消防本部・七尾消防署合同庁舎	3階七尾消防署 リフレッシュコーナー	1.66 m ²	1	99,000
6	七尾鹿島消防本部・七尾消防署合同庁舎	4階七尾鹿島消防本部 リフレッシュコーナー	1.66 m ²	1	77,000

※施設の詳細については、別添「物件説明書」をご参照ください。